

高森町 特定事業者等 支援平準化補助金 申請募集要領

令和 2 年 7 月 1 日 高森町役場 産業課 商工観光係 (Tel.0265-35-9405)

1 目的

高森町に立地、または事業収入や営業所得等の納税義務を有する事業者が、新型コロナウイルス感染拡大防止または経済対策の各種支援を受けられない場合に、他の町内事業者に対する支援と同等の目的かつ水準内で、事業継続支援のため補助金を交付します。

2 募集期間と補助金交付の限度

令和 2 年 7 月 1 日から 8 月 31 日までの間に、高森町公式ホームページに掲載して募集。応募・申請を順次に受け付け、交付決定した補助金が予算額に達した時点で終了となります。

3 支援の対象となる事業者は、次の 1) 2) 3) 何れにも該当する方です。

- 1) 高森町に法人税または個人住民税の納税義務がある事業者で、高森町を含む南信州広域圏内の他市町村において飲食・観光・交通・その他のサービスを営む者
- 2) 長野県や事業所の所在市町村による新型コロナウイルス感染拡大防止及び関連経済対策に係る各種支援の対象とならないが、その対象となるに相当する影響を受けた場合
- 3) 町税を滞納（特定の事由で徴収が猶予されている場合を除く）していないこと

4 以上にに基づき、支援の区分、対象事業者及び支援金額等は、次のとおりです。

- 1) 県・市町村連携新型コロナウイルス拡大防止協力金・支援金（1 事業者 30 万円）の対象とならないが、当該協力要請への協力を伴う施設の休業等によって同様な影響を受けたことが顕著と認められる場合に、1 事業者当たり 30 万円を支給。
- 2) 以下の事業者に対して、「高森町飲食店等緊急支援金」交付要綱を準用し、1 事業者当たり 20 万円を支給。
 - ア) 飯田市の中小企業者等事業継続支援緊急助成金による、市内店舗等の家賃補助（最大 16 万円の対象とならない（飯田市の納税者ではない）個人事業主
 - イ) 松川町の小規模事業者応援給付金（1 事業者 20 万円）の対象とならない事業者
 - ウ) その他、町長が必要と認める場合

5 応募方法

別紙申請書（様式はホームページ上に掲載）により、関係書類を添えて提出して下さい。